

育児休業退園の見直し（案）について

1 育児休業退園とは

育児休業退園とは、下の子が生まれて保護者が育児休業を取得した際、上の子が保育所等に通園している場合は一旦退園となる制度である。対象となる年齢は自治体によって異なる。

現在江南市では、「育児休業取得」を保育認定事由と承認するのは3歳児クラス以上としているため、2歳児クラス以下に在籍している子は退園となる。これは、育児休業中は保護者が家庭にいる状態ではあるが、3歳児からは個の成長と共に、子ども同士の関わりや仲間と育ちあう集団生活が大切になってくるため設定したものである。しかし近年、世帯の核家族化が進み、子育て世代は育児の孤立を感じ、子育てに対する負担や不安が募るケースが多くなっていることから、制度の見直しの検討が必要である。

2 近隣自治体の状況

大口町、扶桑町が江南市と同じく3歳児クラス以上を認定している一方で、犬山市、小牧市は2歳児クラス以上、一宮市は年齢に関わらず認定している。

3 現状の運営と見直し（案）

育児休業取得前に既に保育所等を利用していた2歳児クラスの子について、保育所等の継続利用ができることとする。（新規申込は3歳児クラス以上のみ）

- ・ 2歳児クラスの子の父母が同時に育児休業を取得しても在園可能とする
- ・ 0、1歳児クラスの子については従来と変更なし
- ・ 令和6年1月以降に育児休業事由に変更となる場合から適用する

4 途中入園申請者への影響

0、1歳児クラスは年度途中より慢性的に待機児童が発生しているが、2歳児クラスは1年をとおして待機児童はゼロであるため、影響は少ない。



保育の必要性の認定(育児休業取得時の継続利用)

要件

育児休業開始前に既に保育所等を利用していた子どもについて、**保育所等を引き続き利用することを市町村に必要と認められることが要件。**保育所等を引き続き利用することが市町村に必要と認められる例として下記が示されており、**市町村は、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、児童福祉の観点から必要と認めるか判断**する。

- ①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合
- ②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合

関係法令

子ども・子育て支援法施行規則

(法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由)

第1条の5 法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該**育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められる**こと。

各市町村の取扱い

認定の有無	市町村	市町村数
年齢にかかわらず、保育の必要性を認めている	名古屋市、豊橋市、豊田市 <small>(育児休業期間の終期が小学校就学以降の場合に限る。)</small> 、一宮市、津島市、碧南市、稲沢市、愛西市、東郷町、豊山町、大治町、飛島村	12市町村(22.2%)
1歳以上児の場合は、保育の必要性を認めている	大府市	1市(1.9%)
2歳以上児の場合は、保育の必要性を認めている	瀬戸市、春日井市、豊川市、刈谷市 <small>(2歳児は育児休業に係る子どもの出産日が10月以降の場合に限る。)</small> 、蒲郡市、犬山市、小牧市、東海市、知多市 <small>(2歳児は世帯に3歳未満児が3人以上いる場合に限る。)</small> 、尾張旭市、岩倉市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市 <small>(2歳児は2月以降の場合に限る。)</small> 、みよし市、あま市、東栄町	18市町(33.3%)
3歳以上児の場合は、保育の必要性を認めている	岡崎市、半田市、安城市、西尾市、常滑市、江南市、知立市、高浜市、豊明市、弥富市、長久手市、大口町、扶桑町、蟹江町、阿久比町、南知多町、幸田町、設楽町、豊根村	19市町村(35.2%)
年齢にかかわらず、保育の必要性を認めていない	新城市、東浦町、美浜町、武豊町	4市町(7.4%)

育児休業取得時の保育所等利用【現状の運営と見直し（案）】

次年度4月入園申込 ←

← 次年度4月入園申込

新年度再入園のために手続きが必要

	1歳児クラス						2歳児クラス						3歳児クラス							
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
現 行 制 度									出産	→ 在園可能		退園※								
									出産	→ 在園可能		退園※						→ 3歳児クラスに再入園		
									出産	→ 在園可能		退園※								
									出産	→ 在園可能		退園※								
									出産	→ 在園可能		退園※						→ 継続利用可能		



	1歳児クラス						2歳児クラス						3歳児クラス								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
見 直 し （ 案 ）	出産	→ 在園可能		退園※																	
	出産	→ 在園可能		退園※																	
	出産	→ 在園可能		退園※																	
	出産	→ 在園可能		→ 継続利用可能																	

※育児休業から復帰する（就労）など、育児休業取得以外に保育要件があれば再入園が可能